

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER
Mar.2026 vol.154

3月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

春を迎える準備

3月は冬から春へと移り変わる季節です。日差しが少しずつ柔らかくなり、春の訪れを感じる頃となりました。一方で、この時期に悩まされる方が多いのが、花粉症ではないでしょうか。私も毎年この季節になると、くしゃみや鼻の不調に悩まされます。そんな症状を和らげる食材として、れんこんが注目されています。れんこんに含まれるポリフェノールには、粘膜を守り炎症を抑える働きがあるといわれています。きんぴらや煮物、すりおろして汁物に加えるなど、日々の食事に取り入れやすいのも魅力です。規則正しい生活や十分な睡眠とあわせ、食事面からも花粉症対策を意識することで、春をより快適に過ごしたいですね。





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



TOPIC



令和8年度税制改正② 暗号資産の分離課税化

令和8年度の税制改正大綱により、暗号資産の課税方式が大きく変わる見通しとなりました。今回は「暗号資産の分離課税化」についてご説明いたします。なお現在の公表されている税制改正大綱では詳細が明記されていない部分もあり、法案成立後に詳細の確定や変更等があり得る点につきご注意ください。

1 暗号資産の分離課税化

投資家保護のための説明義務をはじめとする健全な取引環境の構築に向けた法整備を前提に、国民の資産形成に資するものとして定義される暗号資産（「特定暗号資産」）の取引に限って、分離課税の対象となりました。

改正の対象と内容

- 特定暗号資産：国内の暗号資産交換業者（金融商品取引業者）を通じて取引される、一定の暗号資産
- 分離課税の対象範囲：特定暗号資産の現物取引、デリバティブ取引、暗号資産ETF等から生じる所得



		現 行	改 正 案
改 正 項 目	課税方法	総合課税（雑所得等）	申告分離課税（譲渡所得等）
	税率（所得税・住民税等）	約5%～約55%の累進税率	20.315%
	損失の繰越し	不可	最大3年間可能（特定暗号資産の損益通算に限る）

2 総合課税の取り扱いの変更

上記1に該当しない、従来通りの総合課税の対象となる暗号資産取引については、以下のような見直しが行われます。

- 譲渡所得の金額の計算上、**50万円の特別控除が適用されない**
- 5年を超えて保有した資産に係る**譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置が適用されない**
- 譲渡所得の金額の計算上生じた損失について、**他の所得（給与など）との損益通算が出来ない**



※以上の改正は、金融商品取引法の改定法の施行日の属する年の翌年1月1日以後から適用される予定です。

MUKAI NEWS!

税理士登録いたしました!

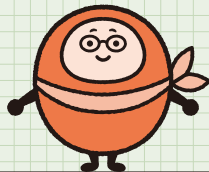
会計税務部門の森岡です。昨年12月に税理士登録をいたしました。実務経験を積みながら、一つひとつの業務に丁寧に向き合い、専門性の向上に取り組んでいます。休日は子どもと金沢港や大浜釣り公園へ釣りに出かけ、リフレッシュしています。また、趣味の一環として海外の学生のホームステイを受け入れ、異文化交流にも親しんでいます。朝ドラ「ばけげん」の舞台となった島根県松江市の出身ですが、金沢在住20年以上となり、今では人生で最も長く過ごす大切な街です。お客様にとって身近で相談しやすく、安心してお任せいただける税理士を目指して頑張っていきたいと思っております!



むーマンの相続相談室

テーマ：不動産が多い方のための相続準備

お悩み
解決！



回答者 むーマン

相続で困っている人たちを
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けってもらっている。

Question

私は、財産のほとんどが不動産で、預金はそれほど多くはありません。相続税もかかりそうで不安なのですが、安心して相続を迎えるために、何か準備をしておいたほうがいいのでしょうか。



太郎さん



むーマン

現状で気になる点として、「相続税の納税資金が足りるかどうか」という問題があります。相続税は、原則として、相続開始から10か月以内に現金で一括納付する必要があります。そのため、預金が少ない場合には、期限に間に合わせるために、本来はじっくり考えて売るべき不動産を、急いで売らなければならないことがあります。さらに、相続人同士の話し合いや、名義変更、売却手続きなどを、限られた期間で進める必要があり、金銭面だけでなく、精神的な負担も非常に大きくなります。

納税資金、
足りる？

それは相当大変そうですね…。子供たちにはなるべく負担をかけたくないのですが…。



太郎さん



むーマン

そうですね、安心して相続を迎えるためには、「①不動産を誰が引き継ぐのかをあらかじめ決めておくこと」、「②相続税を支払うためのお金を事前に用意しておくこと」の2点が非常に重要になります。

① 不動産を誰が引き継ぐのかをあらかじめ決めておくこと

このためには、遺言書を作成しておくことが有効です。不動産が多い場合、遺言書がないと、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。しかし、不動産は分けにくいので、話し合いが長引いたり、思わぬトラブルに発展してしまうことも少なくありません。生前に「この不動産は誰が引き継ぐのか」をはっきりさせておくことで、相続後の手続きがスムーズになり、ご家族の精神的な負担も軽くなります。

② 相続税を支払うためのお金を事前に用意しておくこと

相続税の支払いに備える方法としては、生前贈与や生命保険の活用が効果的です。例えば、計画的に生前贈与を行うことで、相続人が相続税を支払うための現金を、あらかじめ準備しておくことができます。また、生命保険であれば、相続後すぐに現金を受け取ることができるため、相続税の支払いに使いやすくなります。

むーマン
から一言！

生前対策は、財産内容、お客様のご意向、ご家族関係によって千差万別になります。弊社では、お客様に合った最適な生前対策を幅広くご提案しております。まずは、お気軽にご相談ください。

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中！

お気軽に！

0120-779-155

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「春が来た」

春がまた巡ってきた。春夏秋冬は同じ順序で訪れ、一見すると同じことの繰り返しのように思える。しかし、樹々は確実に一まわり成長し、それぞれの時間を生きている。山道も同じで、東へ西へと回りながら登り、また同じ景色に戻ったように見えても、歩みを重ねるごとに一段、また一段と高みに近づいている。日々の暮らしも同様で、昨日と同じ一日だと感じることもあっても、私たちは経験を積み、少しずつ賢くなっている。人生には高まりはあっても、決して同じ地点への後戻りはない。歴史もまた、繰り返しに見えながら、人類は体験を重ね、一段ずつ成長してきた。繰り返しだと思った瞬間、進歩への扉は閉じられてしまう。すべてはくりかえしではないのである。

(引用「道をひらく」 松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者/税理士・行政書士 向 智大

代表者/税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0024 石川県金沢市西念2丁目35番1号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglier.com>



むかい家族信託サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています